

変更契約時に必要な書類

(1) 契約保証

当初契約時に契約保証をとっている案件で、変更契約により保証の変更が必要になる場合は以下のとおりです。

保証の変更手続きが出来ていないと変更契約ができません。変更協議・承諾後はすみやかに保証の変更の手続きをしてください。

保証の種類	変更の手続きが必要な場合
現金納付・西日本建設業保証㈱ ^{※1} の保証	変更後の契約金額が変更前の契約金額の2倍以上になる場合
銀行保証・履行保証保険・その他	変更後の契約金額が変更前の契約金額の2倍以上になる場合 工期を延長する場合

^{※1} 西日本建設業保証㈱で契約保証をとっている工事の工期が延期する場合、内容変更の証書を提出する必要はありませんが延長の手続きは行ってください。